

「引率・監督に関する特例」

(別記)

本連盟の主催する大会は、中学校教育の一環として位置づけ、府内中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり、心身ともに健全な中学生を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率・監督については、出場校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とするが、学校事情により出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき出場校の校長・教員・部活動指導員以外の引率や監督による大会参加を認めるもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 出場校の校長が認めた二十歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、報告書・様式1, 2をもって行う）がなされていること。
 - ② 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また、専門部によっては、そのための資格を求める場合もある。
 - ③ 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - ④ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から出場校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ⑤ この規定以外のことは、大会要項及び各競技専門部の定める規定の通りとする。
- 2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。
 - ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式1, 2により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。
 - ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼し、競技専門部の承認を得ること。
 - ・ その際は、様式3, 4, 5, 6により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。
- 3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- 4 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分に協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
 - (c) 引率外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - ② 大会会場における留意点等
 - (a) 競技上の抗議及び質問は、監督者のみ行うことができる。
 - (b) 各競技専門部が定める大会要項を遵守し、責任ある行動をとること。大会本部が相応しくないと判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
- 5 本規定は、平成15年4月1日より実施する。

改正 令和5年3月8日